

令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き 申告期限は3月15日(金)です

特別区民税・都民税は、前年中の所得について課税されます。申告される方は、この手引きを参考にして3月15日(金)までに「特別区民税・都民税申告書」を提出してください。なお、特別区民税・都民税は、その年の1月1日時点での居住地で課税されます。現在、中野区から転出されている方でも、令和6年1月1日に中野区に住所があれば、中野区に申告書をご提出いただくことになります。**申告書は、郵送でのご提出を推奨しております。**

■ 申告が必要な方

- 1 令和6年1月1日現在、中野区内に住所があり、令和5年中に所得がある方。
ただし、次の①～③に該当する方は申告の必要はありません。
 - ①所得税の確定申告書を税務署に提出された方。
 - ②令和5年中の収入が給与所得のみで、勤務先から中野区役所へ給与支払報告書が提出されている方。
 - ③公的年金収入が400万円以下の方で、その他の所得がなかった方。

※ 紙と公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更・追加がある方（例：医療費・ご自身で払っている社会保険料等がある方）は、区への申告により住民税が軽減される場合があります。また、所得税が源泉徴収されている方は、税務署で確定申告することにより所得税が還付になる場合があります。
- 2 令和6年1月1日現在、中野区に住所がない方で、区内に事務所・事業所または家屋敷を有する方。

■ 収入がなかった方にも提出をおすすめしています

収入がなかった方は、裏面の「連絡書」欄に記入してください。非課税証明書の発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などの各種保険料の算定、国民年金の免除申請、児童手当受給等の諸手続で必要になります。

■ 申告書の提出方法

<郵送する場合>

申告書を郵送される方は、同封の封筒をご利用ください。源泉徴収票がある場合は、貼付台紙に貼り、申告書とともに送付してください。それ以外の証明書等や個人番号確認書類及び身元確認書類の写しは貼らずに同封してください。また、受領印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

<窓口で提出する場合>

申告場所：税務課 課税係窓口（中野区役所3階1番窓口）

受付時間：8時30分～17時

※ 申告期間は、**2月16日(金)～3月15日(金)**です。（土日及び祝日を除く）

■ 申告に必要なもの

- 1 特別区民税・都民税申告書
- 2 個人番号確認書類（個人番号カードまたは通知カード※）
※個人番号の通知カードは氏名、住所に変更が無い場合にのみ使用できます。
※郵送で提出される場合は申告書の個人番号欄に個人番号の記載をお願いします。
- 3 身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート、健康保険証等※）
※郵送でご申告される際に身元確認書類として健康保険証のコピーをお送りいただく場合には被保険者等記号・QRコード・番号にマスキングをしてお送りください。また、区が住所、氏名を印刷して送付した申告書を使用して提出する場合は本人の身元確認書類を提示する必要はありません。

<収入があった方は、その収入の内容がわかるものの提出をお願いします。>

- 4 所得および経費の明細（源泉徴収票・給与明細書・収支明細書・その他帳簿類等）

- 5 特定期間取引報告書（上場株式等の譲渡所得を申告する場合）

- 6 支払通知書、特定定期間取引報告書（上場株式等の配当等所得を申告する場合）

<所得控除等を受ける方は、その控除内容がわかるものの提出をお願いします。>

- 7 前年中に支払った医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（詳細は5ページをご覧ください。）

- 8 国民年金、国民年金基金の控除証明書または領収書（社会保険料控除を受ける場合）

- 9 生命保険料・地震保険料（含む長期損害保険料）の払い込みを証明する書類（控除を受ける場合）

- 10 寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書（控除を受ける場合）

※ 上記8～10の領収書や証明書などは、令和5年1月から12月までに支払ったものです。

これらの証明書は必ず原本（コピー不可）を提出してください。（なお、上記8、9については電磁的記録印刷書面（二次元コード付）でも可）

※ 給与の源泉徴収票に社会保険料・生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除が記載されている場合は、上記8、9の領収書や証明書は必要ありません。

※ 法定代理人等が申告される場合は、中野区ホームページで必要書類をご確認ください。

特別区民税・都民税（住民税）とは

中野区や東京都の仕事は、わたくしたちの日常生活に直接結びついた身近なものばかりです。そして、特別区民税・都民税はこれらの行政サービスを提供するために必要となる財源として、住民の方々に負担していただくものです。
特別区民税と都民税をあわせて住民税といいます。

均等割と所得割

住民税は、均等の額によって負担する均等割と、前年中の所得金額に応じて負担する所得割の二つから構成されています。均等割額は、特別区民税3,000円、都民税1,000円です。

※ 所得割額は、次の方で計算します。詳しくは、7ページの「特別区民税・都民税の計算のしかた」をご参照いただくか、課税係までお問い合わせください。

《所得割額》(所得金額—所得控除額) × 税率—税額控除額

住民税が非課税になる場合

令和6年1月1日現在、障害者・未成年者（平成18年1月3日以降生まれ）・寡婦・ひとり親に該当する方で、合計所得金額135万円以下の場合は、住民税が非課税になります。また、（老人）控除対象配偶者、同一生計配偶者ならびに扶養親族がいる方で、規定以下の所得の場合、住民税が非課税又は均等割のみになる場合があります。詳しくは課税係までお問い合わせください。

森林環境税（国税）とは

令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

主な変更点

1 森林環境税の創設

令和6年度から課税される森林環境税（国税）について、特別区民税・都民税（個人住民税）の均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円を区が賦課徴収することとされており、その税収は、森林環境譲与税として全国の都道府県・市区町村に配分、譲与されます。

2 上場株式等に係る配当所得等についての課税方式の統一

令和6年度の住民税より、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得において、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

（注）令和5年度（所得税は令和4年分）以前については、異なる課税方式を選択できます。

3 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

下記のいずれかに該当する場合を除き、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外することとなりました。

（1）留学により非居住となった人

（2）障害者

（3）納税義務者から、前年中に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

被扶養者が（1）留学により非居住となった方は、留学ビザ等書類、（3）納税義務者から、前年中に生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方は、38万円以上の送金関係書類をすべて提出または提示する必要があります。

○税務署からのお知らせ

中野税務署 03（3387）8111（代）（自動音声案内）

<所得税の確定申告の必要がある方>

1 事業所得（自営業、自由業など）や不動産所得がある方

2 給与所得がある方で次に当てはまる方

（1）給与の収入金額が2,000万円を超える方

（2）給与以外の所得が20万円を超える方

（3）給与等の支払を2か所以上から受けている方

3 土地・建物・ゴルフ会員権及び株式等を売却された方 など

<確定申告をすると税金が戻る方>

1 給与所得者で医療費控除、寄附金控除（ふるさと納税）や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）などを受けることができる方

2 年の途中で退職した方やアルバイトの方などで、給与所得について年末調整を受けなかった方

3 予定納税をしている方で、税金を納め過ぎになっている方 など

<医療費控除を受けられる方へ>

医療費控除を受けられる場合、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

なお、領収書は確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管する必要があります。

<確定申告は自宅からスマホ・パソコンでe-Tax>

国税庁ホームページ内「確定申告書等作成センター」では、自動計算で申告書を作成でき、ご自宅から電子申告（e-Tax）できます。

申告書作成会場は大変混雑しますので、是非e-Taxをご利用ください。

【動画で見る確定申告】



○申告書作成会場～税務署内に申告書作成・相談会場はありません

【開設期間】2月16日（金）～3月15日（金）

※ 土、日及び祝日を除く。ただし2月25日の日曜日は開場します。

【会場】ベルサール新宿セントラルパーク

【所在地】新宿区西新宿6-13-1住友不動産新宿セントラルパークビル1F

【受付時間】8：30～16：00（相談開始は9：15）

※ 会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、「会場」又は「LINEによる事前発行」で入手することができます。

※ 混雑状況によっては、受付を早く締め切る場合があります。

○税理士による無料申告相談～申告書を作成できます～

・1月30日（火）～1月31日（水）鷺宮区民活動センター3階洋室2号

・2月1日（木）～2月2日（金）野方区民活動センター2階ギャラリーA・B

・2月6日（火）～2月8日（木）なかのE R O西館3階学習室2

【受付時間】9：30～11：30、13：00～16：00

※ 年金受給者、給与所得者、小規模納税者の所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、配当所得がある方、退職所得がある方、初めて住宅ローン控除を受ける方を除く）を作成して提出できます。

※ オンライン又は事前申込専用番号【03-6745-6322】による事前申込を受け付けます（電話受付時間：平日9：00～16：00）。

※ 当日枠に空きがあった場合、会場で当日整理券を配付しますが、枠が埋まり次第配付終了となりますので、ぜひ事前申込（オンライン又は電話）をご利用ください。

【オンラインによる
事前申込サイト】



※これは申告書の控です

(This is a copy of the tax return form)

令和6年度(2024年度) 特別区民税・都民税申告書

令和5年分(令和5年1月~12月)の収入状況

課税年度 6	相当年度 6	個人番号 (マイナンバー)	宛名番号
中野区長宛		6年1月1日の住所 中野区	
年月日		現在の住所 上記以外の場合は右に記入⇒ フリガナ	
提出		氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年月日 令和5年中の職業 なし・学生・会社員 その他() 自営・屋号()
代理作成者氏名 (本人との続柄)			
電話番号			

①収入・所得金額
収入がなかった方、100万円以下の方は、裏面連絡書欄も記入してください。
給与・公的年金以外の収入がある場合は、裏面の収入・経費の内訳欄も記入してください。

ア	給与 源泉徴収票添付	・源泉徴収票の支払金額を右の欄に記入してください。 ・源泉徴収票がない場合は、裏面⑤に記入し、合計金額を右の欄に転記してください。	給与収入金額 8		
			円		
イ	公的年金等 源泉徴収票添付	遺族年金・障害年金は、非課税所得となります。 裏面連絡書にのみ記入してください。	公的年金等収入金額 10		
			円		
ウ	収入金額(A)	必要経費(B)	所得金額(A-B)		
	業務雑	円	62	円	
エ	その他雑	円	63	円	
	営業等	円	16	円	
オ	不動産	円	20	円	
	利子	円	21	円	
カ	配当	円	22	円	
	農業	円	17	円	
キ	収入金額(A)	経費(B)	特別控除(C)	差引金額(A-B-C)短12長13一時14	
	総合譲渡短期			12	
ク	総合譲渡長期			13	
	一時			14	
②給与・公的年金以外の所得にかかる住民税の徴収方法の選択					
給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択(該当の□に○)		給与から差引き 2	○	自分で納付 6	
③所得控除					
サ	損傷の原因	損傷年月日	損傷金額(A)	補てんされる金額(B)	
	※証明書添付	年月日		差引損失額(A-B)	災害関連支出金-5万円
シ	医療費控除	医療費支払額・医薬品等購入額 104	補てんされる金額 105	セルフメディケーション税 106	※医療費明細を添付。領収書では控除を適用できません。
ス	社会保険料控除	国民健康(後期高齢)保険料(A) 国民年金保険料(B) ※証明書添付	介護保険料(C)	給付年金から差引きされた社会保険料(D) 左記保険料(A+B+C+D)の合計金額	
		円	円	円	円
セ	小規模企業共済等掛金控除 ※証明書添付		小規模企業共済契約掛金(旧第2種共済契約を除く)・心身障害者扶養共済掛金・個人型年金加入者掛金等の合計額		
ソ	新生命保険料支払額 ※証明書添付	56	旧生命保険料支払額 44	介護医療保険料支払額 58	
		円	円	円	円
タ	新個人年金保険料支払額 ※証明書添付	57	旧個人年金保険料支払額 45	源泉徴収票の生命保険料控除額 802	
		円	円	円	円
チ	地震保険料控除 ※証明書添付	地震保険料支払額 47	旧長期損害保険料支払額 46	源泉徴収票の地震保険料控除額 803	
		円	円	円	円
テ	本人に関する所得控除 (該当の□に○)	障害者控除 障害者 特別障害者	ひとり親・寡婦控除 ひとり親(生計を一にする被扶養者金額) 寡婦(死別) 寡婦(死別以外)	勤労学生控除 適用あり 学校名:	

○この申告書の記載事項のうち税務業務に必要な事項は、中野区電子計算組織に記録し、処理します。

ツ	配偶者(特別)控除	氏名	生年月日	障害者控除	居住状態	上段:個人番号(マイナンバー) 下段:別居の場合の住所	扶養	扶養障害
	同一生計配偶者	明・大・昭・平	障害者	同居 別居	年少 特定 老人 障害 一般 他障 特障 寡 ひ親 勤学 同配 老人			
年月日		特別障害者	別居	89 82 84 83 81 87 86 85				
テ	配偶者給与収入	円	配偶者年金収入	円	配偶者のその他所得	円	本人控除	配偶者
	配偶者以外の扶養親族(16歳未満扶養親族も含む) ※書ききれない場合は裏面⑧に記入	被扶養者氏名	生年月日	統柄	障害者控除	居住状態	上段:個人番号(マイナンバー) 下段:別居の場合の住所	扶養
明・大・昭・平・令		障害者	同居 別居	72 71 74 70 76 79 80				
年月日		特別障害者	別居					
明・大・昭・平・令		障害者	同居 別居					
年月日		特別障害者	別居					
明・大・昭・平・令	障害者	同居 別居						
年月日	特別障害者	別居						
					住宅借入金特定取得該当 103			
					所得金額調整控除を適用 64			

④寄附金、住宅借入金、株式等譲渡所得割、配当割に関する事項

都道府県・区市町村 (特例控除対象)	98	円
日赤・共同募金・都道府県・区市町村(特例控除対象以外)	99	円
都条例指定団体	100	円
区条例指定団体	101	円

※受領証明書添付
※年末調整済みの源泉徴収票添付

居住開始年月日 (和暦年月日を記入)	102	円
住宅借入金等特別控除可能額		
株式等譲渡所得割額	97	円
配当割額	90	円

※支払通知書、特定口座年間取引報告書添付

職員記入欄(網掛け部分には記入しないでください)

コード	金額等
給与	23
年金	24

※申告書を郵送で提出される方で、(控)の必要な方は、申告書と同じ内容を書き、宛名を記入して切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
返信用封筒が無い場合は返送できません。

源泉徴収票は、申告書に貼らずに、源泉徴収票提出用貼付台紙に貼って提出してください。

控除の証明書等は、申告書にも、源泉徴収票提出用貼付台紙にも貼らずに、同封して提出してください。

申告書表面の記入方法

住所

令和6年1月1日現在、実際に住んでいた住所を記入してください。その後転居されている方は、現在の住所もあわせて記入してください。なお、方書のある方は、必ず記入してください。

①収入・所得金額（所得の種類と収入金額・必要経費）

ア給与

給与、賞与、賃金、アルバイト、パート等の収入の合計額を「給与収入金額」欄に記入してください。
給与収入の申告には「給与所得の源泉徴収票」を添付してください。

イ公的年金等

厚生年金、国民年金、共済年金、恩給等の公的年金等の収入の合計額を「公的年金等収入金額」欄に記入してください。
公的年金等の申告には「公的年金等の源泉徴収票」を添付してください。

給与・公的年金以外の収入（収入金額、必要経費の内訳は、申告書裏面⑥及び⑦に記入してください）

ウ業務雑

原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得を業務雑に分類します。収入の合計額を「収入金額」欄に、必要経費の合計額を「必要経費」欄に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得金額」欄に、それぞれ記入してください。なお、家内労働者等の必要経費については55万円までの最低保障が認められます。支払調書がある方は添付してください。

エその他雑

生命保険の年金やシルバー人材センターの分配金など他の所得にあてはまらない所得をその他雑に分類します。収入の合計額を「収入金額」欄に、その収入を得るために支出した必要経費の合計額を「必要経費」欄に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得金額」欄に、それぞれ記入してください。なお、家内労働者等の必要経費については55万円までの最低保障が認められます。支払調書がある方は添付してください。

オ営業等

小売業、卸売業、飲食業、製造・修理業、金融業、サービス業などいわゆる営業から生ずる収入及び医師、弁護士、作家、俳優、プロ野球選手、外交員などの職業や漁業などによる収入の合計額を「収入金額」欄に、必要経費の合計額を「必要経費」欄に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得金額」欄に、それぞれ記入してください。支払調書がある方は添付してください。

〈必要経費〉販売した商品の仕入・製造原価、租税公課、雇人費、地代家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など、収入に対応する経費。

カ不動産

地代、家賃、賃間代、土地や建物の賃貸にかかる権利金、借地権等の更新料、船舶などの貸付料などによる収入の合計額を「収入金額」欄に、必要経費の合計額を「必要経費」欄に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得金額」欄に、それぞれ記入してください。

〈必要経費〉固定資産税、損害保険料、減価償却費、管理修繕費、借入金の利子、不動産貸付業用固定資産の損失額。

キ利子

日本国外の銀行等に預けた預金の利子など、一律分離課税の対象にならない利子（世界銀行やアジア開発銀行等の利子）の収入額の合計額を「収入金額」欄及び「所得金額」欄に記入してください。

ク配当

法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る所得等の収入の合計額が申告対象です。上場株式等の配当所得については原則申告不要です。申告する場合は総合課税もしくは分離課税いずれかの申告が選択できます。総合課税で申告される場合には、収入の合計額を「収入金額」欄に、必要経費の合計額を「必要経費」欄に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得金額」欄に、それぞれ記入してください。

※非上場株式の配当所得（少額配当含む）、個人の大口所有株式による配当所得は申告が必要です。

〈必要経費〉株式等元本を取得するための借入金の利子。

ケ農業

穀物、野菜、花、果樹などの栽培や生産、養豚、養鶏、酪農品の生産などの事業から生ずる収入の合計額を「収入金額」欄に、必要経費の合計額を「必要経費」欄に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得金額」欄に、それぞれ記入してください。

〈必要経費〉種苗代、肥料代、防虫費、家畜等の飼料費、雇人費、租税公課、農具や牛馬、果樹などの減価償却費、事業用固定資産の損失など農業収入に対応する経費。

②総合譲渡・一時所得

・総合譲渡

土地や建物以外の資産（機械・自動車・ゴルフ会員権・骨董品など）で、たな卸資産以外のものを譲渡したことによる収入の合計額を「収入金額」欄に、必要経費の合計額を「必要経費」欄に、収入金額から必要経費及び特別控除を差し引いた金額を「差引金額」欄に、それぞれ記入してください。（「短期」とは資産の保有期間が5年以内、「長期」とは5年を超えるものをいいます）

〈必要経費〉譲渡した資産の取得費と譲渡に要した費用など。

特別控除の上限額は50万円です。所得の算出方法については、課税係にお問い合わせください。

・一時所得

生命保険の一時金、損害保険満期返戻金、懸賞の賞金、競馬・競輪などの払戻金等、一時的な収入の合計額を「収入金額」欄に、必要経費の合計額を「必要経費」欄に収入金額から必要経費及び特別控除を差し引いた金額を「差引金額」欄に、それぞれ記入してください。支払調書のある方は添付してください。

〈必要経費〉収入に対応する経費。

特別控除の上限額は50万円です。所得の算出方法については、課税係にお問い合わせください。

②住民税の徴収方法の選択

給与・公的年金以外の収入があった場合は、必要に応じて選択してください。

③所得控除 所得控除とは、税額を計算するうえで、支払った保険料や扶養者の有無等を考慮して、所得金額から差し引くものです。

● 雑損控除
● 医療費控除
● 社会保険料控除
● 小規模企業共済等掛金控除
● 生命保険料控除
● 地震保険料控除
● 障害者控除
● 寡婦・ひとり親控除
● 勤労学生控除
● 配偶者控除
● 配偶者特別控除

① **雑損控除**
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等が48万円以下の方）が、災害や盗難または横領により住宅や家財、現金などに損害を受けた場合。警察署・消防署などの証明や災害関連支出の領収書を添付してください。
《控除額》次の(1)、(2)のいずれか多い金額
(1)(損失金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等×10%) (2)災害関連支出の金額－5万円

② **医療費控除**
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費の支払またはセルフメディケーション税制の対象となる医薬品等の購入があった場合。どちらか一方の支払金額と保険等で補填される金額を記入してください。「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が必要です。（領収書の添付または提示による医療費控除の適用は認められませんので、明細書を必ず作成・添付してください）
《控除額》どちらか一方をお選びください。
・従来の医療費控除（医療費支払額－保険等の補填額）－（総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない額）限度額200万円
・セルフメディケーション税制（スイッチOTC医薬品等購入費－保険等の補填額）－1万2千円　限度額8万8千円

③ **社会保険料控除**
あなたが支払った国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、雇用保険の保険料などの各保険料の支払い金額と合計金額を記入してください。国民年金の保険料等（国民年金保険料及び国民年金基金）については、控除証明書を添付してください。
《控除額》支払った保険料合計

④ **小規模企業共済等掛金控除**
あなたが支払った小規模企業共済契約掛金（旧第2種共済契約を除く）・心身障害者扶養共済掛金・個人型年金加入者掛金等。証明書を添付してください。
《控除額》支払った掛金合計

⑤ **生命保険料控除**
あなたが生命保険料契約や生命共済契約について、支払った保険料や掛け金。（ただし、契約者配当金がある時は、その金額を差し引いた金額）
平成24年1月1日以降に締結した保険契約（「新契約」という）に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約（「旧契約」という）に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

支払保険料が旧契約の一般生命保険で一契約9千円以下のもの以外は、払込証明書を添付してください。（電磁的記録印刷書面（二次元コード付）でも可）
源泉徴収票に生命保険料控除額の記載がある場合は、証明書は必要ありません。

《控除額》7ページの計算表を参照してください。

⑥ **地震保険料控除**
あなたが住宅や家財などの生活資産の地震保険料について、支払った保険料や掛け金。（ただし、剩余金の分配等がある時は、その金額を差し引いた金額）
支払保険料の払込証明書を添付してください。（電磁的記録印刷書面（二次元コード付）でも可）
源泉徴収票に地震保険料控除額の記載がある場合は、証明書は必要ありません。
《控除額》7ページの計算表を参照してください。

⑦ **障害者控除**
あなたが身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳などの交付を受けている場合、障害者控除を受けられます。障害者又は特別障害者欄に○を記入してください。
※ 特別障害者の範囲は、身体障害者手帳1級・2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、愛の手帳1度・2度の方などです。
※ 65歳以上の方で福祉事務所から「障害者控除対象者認定書」を交付された方も障害者控除の対象になります。
《控除額》障害者 26万円　特別障害者 30万円

⑧ **寡婦・ひとり親控除**
合計所得金額が500万円以下で、次のアまたはイに該当する方はひとり親控除を、ウまたはエに該当する方は寡婦控除を受けられます。（事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合には控除を受けられません。）
ひとり親・寡婦（死別）・寡婦（死別以外）の該当する欄に○を記入してください。
ア 配偶者との死別もしくは離婚後に婚姻していない方で、同一生計の子を有する方。
イ 未婚のひとり親の方で、同一生計の子を有する方。
※ この場合の子は、総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。
ウ 夫との死別後に婚姻をしていない方
エ 夫との離別後に婚姻をしていない方のうち、子以外の扶養親族を有する方。
《控除額》ひとり親控除 30万円　寡婦控除 26万円

⑨ **勤労学生控除**
あなたが学生で、勤労に基づいた所得（給与所得等）があり、合計所得金額が75万円以下（例、給与収入130万円以下）で、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合、勤労学生控除を受けられます。適用ありに○を記入し、通学している学校名を記入してください。専修学校・各種学校の学生は、証明書が必要です。
《控除額》26万円

⑩ **配偶者控除**
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下（例、給与収入103万円以下）の場合、33万円を限度として、配偶者控除を受けられます。配偶者の方の氏名、生年月日、障害者控除（該当の場合）、居住状態、個人番号を記入してください。詳細は課税係にお問い合わせください。
《控除額》7ページの配偶者控除の表を参照してください。

※ 控除対象配偶者（昭和29年1月2日以降生まれ）　老人控除対象配偶者（昭和29年1月1日以前生まれ）
※ 住民税の計算での合計所得金額は退職所得を除いた所得の合計金額なので、所得税で配偶者控除の適用を受けられない方でも住民税では配偶者控除の適用を受けられる場合があります。

⑪ **配偶者特別控除**
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合、33万円を限度として配偶者特別控除を受けられます。配偶者の方の氏名、生年月日、居住状態、個人番号のほか、

給与・公的年金等の収入額（給与・公的年金以外の収入がある場合は、収入から経費等を差引した所得額）を記入してください。なお、配偶者間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

《控除額》7ページの配偶者特別控除の表を参照してください。

○同生計配偶者

あなたの合計所得金額が1,000万円超で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、同生計配偶者とすることができます。配偶者の方の氏名、生年月日、障害者控除（該当の場合）、居住状態、個人番号を記入してください。

※ 同生計配偶者は配偶者控除の対象にはなりませんが、非課税判定に必要です。また、配偶者の障害者控除は、同生計配偶者の方にも適用されます。

※ 配偶者控除ならびに配偶者特別控除の併用はできません。

※ 国外居住の配偶者の方は、親族関係書類や送金関係書類が必要になります。

あなたと生計を一にする親族が、16歳以上で、合計所得金額が48万円以下の場合、扶養控除を受けられます。

扶養親族の方の氏名、生年月日、障害者控除（該当の場合）、居住状態、個人番号を記入してください。扶養親族が、国外居住の親族に該当する場合は、親族関係書類や送金関係書類が必要になります。また、令和6年度以降は、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、留学により非居住、障害者もしくは扶養控除を申告する納税義務者から前年における生活費または教育費にあてるための支払を38万円以上受けている人を除いて、扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外することとなりました。

30歳以上70歳未満の国外居住親族について扶養控除等の適用を受けようとする場合については、親族関係書類や送金関係書類に加えて、留学ビザ等書類などの書類が必要となります。

詳しくは、課税係にお問い合わせください。

※ 16歳未満の扶養親族（平成20年1月2日以降生）は扶養控除の対象にはなりませんが、非課税判定に必要です。同じ欄にご記入ください。また、扶養親族の障害者控除は、扶養控除の対象にならない16歳未満の扶養親族の方にも適用されます。

※ 扶養親族が4人以上いる場合は、申告書裏面⑧に記入してください。

《控除額》一般扶養 33万円（昭和29年1月2日生～平成13年1月1日生、平成17年1月2日生～平成20年1月1日生）
特定扶養 45万円（平成13年1月2日生～平成17年1月1日生） 老人扶養 38万円（昭和29年1月1日以前生）
同居老親 45万円（老人扶養親族のうち、あなた又は配偶者との同居を常況としている直系尊属）

※ 令和6年度(令和5年分)以降の国外居住親族に係る扶養控除等の適用については右記の二次元コードから
中野区のHPをご確認ください。



配偶者又は扶養親族の障害者控除

あなたと生計を一にする（老人）控除対象配偶者、同生計配偶者ならびに扶養親族が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳などの交付を受けていて、その方の合計所得金額が48万円以下（例、給与収入103万円以下）の場合、障害者控除を受けられます。

配偶者控除及び扶養控除の障害者欄又は特別障害者欄に○を記入してください。

《控除額》障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円

基礎控除

納税者本人の所得に応じて受けることができる控除で、控除額は合計所得金額が2,400万円以下の方は43万円、2,400万円超2,450万円以下の方は29万円、2,450万円超2,500万円以下は15万円です。2,500万円超の場合には適用がありません。

④寄附金、住宅借入金に関する事項

○寄附金に関する事項

寄附団体の該当する区分ごとに、寄附金額を記入してください。寄附金額が2千円を超える場合、次の計算方法により算出した金額が、住民税所得割額から税額控除されます。寄附金税額控除の申告には申告者本人名義の受領証明書を添付してください。（電磁的記録印刷書面（二次元コード付）でも可）

○ふるさと納税（寄附金税額控除）における申告手続の簡素化

令和3年分の確定申告から、特定寄附金の受領者が地方団体であるとき（ふるさと納税であるとき）は、寄附ごとの「寄附金受領証明書」の代わりに、令和3年分以降は特定事業者※が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」の添付で寄附金税額控除の適用を受けられるようになります。

※ 特定事業者とは、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であり、特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができるとして認められるものとして国税庁長官が指定した者とされています。詳細は国税庁のサイトをご確認ください。

《税額控除額》

①区民税所得割額からの控除額

（都道府県・区市町村、日赤東京都支部・東京都共同募金会、中野区条例指定団体への寄附金額の合計 - 2千円）と総所得金額等×30%の、いずれか少ない方の金額×6%

②都民税所得割額からの控除額

（都道府県・区市町村、日赤東京都支部・東京都共同募金会、東京都条例指定団体への寄附金額の合計 - 2千円）と総所得金額等×30%の、いずれか少ない方の金額×4%

※ 都道府県・区市町村（特例控除対象）への寄附金については、住民税所得割額の20%を限度として、特例控除額が加算されます。

○住宅借入金に関する事項

居住開始年月日（和暦6ヶタで記入してください 例：令和元年10月1日→011001）及び住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。住宅借入金等特別税額控除の申告には年末調整済みの源泉徴収票を貼付台紙に貼付してください。前年分の所得税について、所得税の額から住宅借入金等特別税額控除が引き受けなかった場合、一定の方法により、住民税所得割額から税額控除されます。原則として住民税の申告は不要です。平成19年及び平成20年に入居した方は所得税のみ適用され、住民税では適用されません。

特別区民税・都民税に係る所得、控除の計算式

給 与 所 得	給与収入の総額(A)	給与所得計算式	給与収入の総額(A)	給与所得計算式
	550,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	(A) × 60% + 100,000円
	551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(A) × 70% - 80,000円
	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	(A) × 80% - 440,000円
	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	
	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	(A) - 1,950,000円	

※印の給与収入の総額は、次の計算式により4,000円単位で端数処理します。

給与収入の総額 ÷ 4,000 (小数点以下切り捨て) × 4,000

<例>給与収入の総額が2,850,000円の場合…2,850,000 ÷ 4,000 = 712.5 (小数点以下切り捨て) → 712 × 4,000 = 2,848,000が計算上の給与収入の総額

公 的 年 金 所 得	公的年金等に係る雑所得以外の金額が1,000万円以下の場合※			
	65歳以上 (昭和34年1月1日以前生まれ)	年金所得計算式	65歳未満 (昭和34年1月2日以降生まれ)	年金所得計算式
公的年金收入の総額(A)	(A) - 1,100,000円	1,300,000円以下	(A) - 600,000円	
3,300,000円以下		1,300,000円以下	(A) × 75% - 275,000円	
3,300,001円～4,100,000円	(A) × 75% - 275,000円	1,300,001円～4,100,000円	(A) × 75% - 275,000円	
4,100,001円～7,700,000円	(A) × 85% - 685,000円	4,100,001円～7,700,000円	(A) × 85% - 685,000円	
7,700,001円～10,000,000円	(A) × 95% - 1,455,000円	7,700,001円～10,000,000円	(A) × 95% - 1,455,000円	
10,000,000円超	(A) - 1,955,000円	10,000,000円超	(A) - 1,955,000円	

※公的年金等所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円を超える場合には10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を上表の計算式に加算します。

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の各金額を下表にあてはめて算出した金額の合計。控除限度額：70,000円。

生 命 保 険 料 控 除	新契約(平成24年1月1日以降の契約)に係る控除額		旧契約(平成23年12月31日以前の契約)に係る控除額	
	支払保険料(A)	控除額	支払保険料(A)	控除額
12,000円以下	Aの全額	15,000円以下	Aの全額	
12,001円～32,000円	A × 1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	A × 1/2 + 7,500円	
32,001円～56,000円	A × 1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	A × 1/4 + 17,500円	
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円	

地震と長期の両方の保険料を支払った場合は、それぞれの控除額の合計額。控除限度額：25,000円。

地 震 保 険 料 控 除	地震保険料に係る控除額		旧長期損害保険料に係る控除額 ※	
	支払保険料(A)	控除額	支払保険料(A)	控除額
50,000円以下	A × 1/2 円	5,000円以下	Aの全額	
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	A × 1/2 + 2,500円	

※経過措置：平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約

(保険期間が10年以上で満期返戻金等があるもの)については従前の損害保険料控除が適用されます。

配 偶 者 控 除	納稅義務者の合計所得金額と控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控除対象配偶者	33万円(5万円)	22万円(4万円)	11万円(2万円)	控除適用なし
老人控除対象配偶者	38万円(10万円)	26万円(6万円)	13万円(3万円)	

※表中カッコ内の数字は所得税との人的控除差。

配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額と控除額			
		900万円以下	900万超 950万円以下	950万超 1,000万円以下	1,000万円超
480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円		
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円		
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円		
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円		
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円		
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円		
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円		
1,330,001円以上					

※配偶者の合計所得が55万円未満の場合、所得税との人的控除差があります。詳細は課税係へお問い合わせください。

特別区民税・都民税 の計算のしかた	所得 金 額	所 得 控 除 額	納稅義務者の合計所得金額と控除額			
			× 区 民 税 率 6 %	= 区 民 税 - 区 民 税 調 整 控 除 額	- 区 民 税 税 額 控 除 額	+ 区 民 税 均 等 割 3,000円
給与・公的年金は上の表による計算額。給与・公的年金以外は収入一絶費。			↓ 千円未満 切捨て	↑ 下表により 計算		
所得 控 除 額	所 得 金 額	× 都 民 税 率 4 %	= 都 民 税 - 都 民 税 調 整 控 除 額	- 都 民 税 税 額 控 除 額	+ 都 民 税 均 等 割 1,000円	+ 森 林 環 境 税 都 民 合 計 税 森 林 額

調整控除額	調整控除額	
	合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額の 区民税 3% 都民税 2%	
200万円超 2,500万円以下	所得税との人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) と 5万円のいづれか多い金額の 区民税 3% 都民税 2%	
2,500万円超	適用なし	

※令和6年度から、区民税・都民税の均等割と併せて森林環境税が年間1,000円賦課徴収されます。

申告書裏面の記入方法

⑤給与収入のある方で源泉徴収票のない方の記入欄

給与収入のある方は源泉徴収票を提出していただきますが、源泉徴収票がない場合は、この欄に給与の支払い月（給与を受け取った月）、収入金額、給与から差し引かれた社会保険料、勤務先の名称・所在地・電話番号を記入してください。複数の勤務先から給与収入があった場合は、勤務先ごとにそれぞれ記入してください。1月から12月までの収入金額及び社会保険料の合計を、合計欄に記入してください。

⑥給与・公的年金以外の収入の内訳

給与・公的年金以外の収入があった場合は、この欄にそれぞれの種目（生命保険等の年金、講演料、原稿料等）とその収入金額、合計額を記入してください。

⑦給与・公的年金以外の必要経費の内訳

給与・公的年金以外の収入に関し、必要経費があった場合は、この欄にそれぞれの経費の内容とその金額、合計額を記入してください。領収書は添付の必要はありませんが法令により5年間の保管が定められています。

⑧扶養親族について（4人目以降）

扶養控除欄に記載する被扶養者（16歳未満扶養親族も含む）が、合計4名以上である場合は、4人目以降はこの欄に記入してください。記入内容は申告書表面に記入する場合と同様です。

⑨事業専従者に関する事項

あなたの営む事業に関し、所得税法に定める事業専従者控除の該当がある場合は、この欄に事業専従者に関する事項を記入してください。

⑩住所が中野区外にある方で中野区内に事務所・事業所・家屋敷を有する方の記入欄

賦課期日（1月1日）時点の住所が中野区外の方で、中野区内に事務所・事業所・家屋敷を有する方は、この欄にその所在地と事業者の屋号を記入してください。

⑪分離課税所得等に関する事項

分離課税の土地や建物等の譲渡（短期・長期）、株式等譲渡、先物取引、山林、退職に関する所得のあった方は、この欄の各項目に記入してください。詳細については課税係にお問い合わせください。

⑫所得金額調整控除に関する事項

次の(1)または(2)のいずれかの要件に該当する場合に、所得金額調整控除が適用されます。

(1)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与収入金額が850万円を超える場合は、以下のア～ウのいずれかに該当する場合に、計算式から算出した金額を給与所得の金額から控除します。

申告書表面の「所得金額調整控除を適用」の隣の欄に○をつけ、裏面の⑫所得金額調整控除に関する事項に以下のア～ウに該当する方の氏名、生年月日、特別障害の有無、続柄、住所、個人番号を記入してください。

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 22歳以下の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

《計算式》 所得金額調整控除額 = {給与の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円） - 850万円} × 10%

(2)給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある場合に、その合計額が10万円を超える場合に計算式から算出した金額を給与所得の金額から控除します。申告書表面の「所得金額調整控除を適用」の隣の欄に○をお付けください。

《計算式》 所得金額調整控除額 = {給与所得金額（10万円超の場合は10万円）

+ 公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）} - 10万円

住民税の申告についてのお問い合わせ

中野区 税務課 課税係

直通電話 03(3228)8913

英語版の案内があります

Leaflet in English is available.

連絡書

収入のなかった方、収入が100万円以下の方は連絡書欄に前年の生活状況を記入してください。

- 例1 親族に扶養されていた、仕送りを受けていた、知人から援助されていた→4に○をつけて代表の方の氏名・住所・電話番号を記入してください。
- 例2 貯金・借入金で生活していた。→1に○をおつけください。

- 特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができる「中野区特別区民税・都民税税額シミュレーションシステム」を中野区ホームページにご用意しています。ご利用ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/216500/d023915.html>



⑤給与収入のある方で源泉徴収票のない方の記入欄 内容の変更には課税資料が必要です

給与の支払月	収入金額	社会保険料	勤務先の名称・所在地
月～月	円	円	名称： 電話() 所在地：
月～月	円	円	名称： 電話() 所在地：
月～月	円	円	名称： 電話() 所在地：
合計	円	円	収入金額、必要経費、所得金額を表面①に、社会保険料の金額を表面③に転記してください。

⑥給与・公的年金以外の収入の内訳

種目	収入金額	種目	収入金額
	円		円
	円		円
	円		円
	円	合計	円

⑦給与・公的年金以外の必要経費の内訳

経費の内容	金額	経費の内容	金額
	円		円
	円		円
	円	家内労働者の特例	円
	円	合計	円

⑧扶養親族について（4人目以降）

扶養親族	被扶養者氏名	生年月日	障害者控除	続柄	居住状態	上段：個人番号(マイナンバー) 下段：別居の場合の住所
			明・大・昭・平・令 年　月　日	障害者 <input type="checkbox"/>	同居 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/>	
			特別障害者 <input type="checkbox"/>	別居 <input type="checkbox"/>		
⑨事業する専従者項目に	氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)	従事月数	専従者給与(控除)額	⑩住所が中野区外にある方で中野区内に事務所・事業所・家屋敷を有する方の記入欄
						所在地
						屋号

⑪分離課税所得等に関する事項

種目 = 分離短期・長期・株式等譲渡、先物取引、山林、退職の該当する種目を記入してください。	種目	収入金額(A)	経費(B)	特別控除額(C)	差引金額(A-B-C)
		円	円	円	円

⑫所得金額調整控除に関する事項	氏名	生年月日	特別障害者 <input type="checkbox"/>	続柄	居住状態	上段：個人番号(マイナンバー) 下段：別居の場合の住所
			明・大・昭・平・令 年　月　日	該当の場合○を→ <input type="checkbox"/>	同居 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/>	
					別居 <input type="checkbox"/>	

連絡書 Memorandum	前年中に収入がなかった、または収入が100万円以下の方は、前年中の生計の立て方にについて下記のうち該当するものすべてに○をつけ、必要事項を記入してください。 If you had no annual earnings or earnings of one million yen or less, circle all applicable items below regarding how you made a living during the previous year and fill in the required information.					
1.貯金または借入金 1.Savings or loans	5.遺族年金 5.Survivor's pension			6.障害年金 6.Disability pension		
2.生活保護法による生活扶助 (下記に期間を記入してください) 2.Daily life support through the Public Assistance Act (Enter the relevant period below)	8.雇用(失業)保険等を受給していた (下記に期間を記入してください) 8.Received unemployment benefit (Enter the period below)			7.傷病賜金 7.Injury/illness benefit		
受給期間 年　月から　年　月まで または 繼続中 Period received (YYYY/MM): from _____ to _____ (or still receiving)	受給期間 年　月から　年　月まで または 繼続中 Period received (YYYY/MM): from _____ to _____ (or still receiving)					
3.奨学金 3.Scholarships	9.その他() Other					
4.親族・知人に扶養されていた (下記に氏名・住所を記入してください) 4.Dependent of relative or acquaintance (Enter name and address of the relative/acquaintance below)	ご本人様の確定申告書を提出済み 提出先 税務署 ※住民税に関する事項等の修正が必要な方は記入してください。 提出日 月　日 他の区市町村で課税されている 職員サイン欄 愛の手帳() 身体障害者手帳() 精神障害者手帳() <input type="checkbox"/> 医療費領収証 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 要証明 <input type="checkbox"/> 署案内済 職員記入欄					
氏名 _____ (続柄 _____) Name _____ (Relationship _____) 住所 _____ Address _____						